デジタル統括室発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（令和8年8月分）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	令和8年度大阪市におけるAIアセスメント手法及び運用設計支援業務委託	情報処理又は各種施策研究・調査	PwC　Japan有限責任監査法人	22,000,000円	令和8年8月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	対象外
2	令和8年度大阪市基幹系システム統合基盤改修業務委託（その2）	情報処理	株式会社NTTデータ関西	3,723,824円	令和8年8月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	対象外

随意契約理由書

１　案件名称
令和８年度大阪市におけるAIアセスメント手法及び運用設計支援業務委託

２　契約の相手方
ＰｗＣ　Ｊａｐａｎ有限責任監査法人

３　随意契約理由
AI技術は急速に進展し、国においてもAI法をはじめとした制度整備が進む中、本市においても「大阪市生成AI利用ガイドライン」及び「大阪市AI活用基本方針」に基づき、適切かつ責任あるAI活用を推進している。今後、AIの導入・利用に当たっては、利用目的、利用データ及びAIの特性に起因するリスクを網羅的に特定・評価し、講じる対策の妥当性・有効性を客観的に評価するプロセスとしてAIアセスメント制度を設ける必要がある。AIアセスメント制度の実現のためには、幅広く具体的なAIアセスメントの手法を検討、高度で専門的な知識や技術的見地に基づき、本市の状況を踏まえた適切な支援を得る必要がある。
その内容、性質及び目的から、予定価格の範囲内で最大限の成果を得るためには事業者の提案する技術力、創意工夫等が必要不可欠であり、それらの内容によって、事業の成果に相当程度の差異が生じることから公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、ＰｗＣ　Ｊａｐａｎ有限責任監査法人の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、ＰｗＣ　Ｊａｐａｎ有限責任監査法人と地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結した。

４　根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
（G5）

５　担当部署
デジタル統括室戦略担当データマネジメントグループ（電話番号 06-6208-7664）

随意契約理由書

１　案件名称
令和８年度大阪市基幹系システム統合基盤改修業務委託（その２）

２　契約の相手方
株式会社ＮＴＴデータ関西

３　随意契約理由
株式会社ＮＴＴデータ関西は、現行基幹系システム統合基盤の開発・運用保守業者であり、基盤開発や各種の統合基盤運用保守作業を実施していることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあることから、その性質又は目的が競争入札に適しないため、当該事業者と随意契約を締結する。

４　根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
（G4）

５　担当部署
デジタル統括室基盤担当標準化推進グループ（電話番号 06-6543-7114）